

総社市愛育委員設置規則及び総社市栄養委員設置規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市規則第 9 号

総社市愛育委員設置規則及び総社市栄養委員設置規則を廃止する規則

総社市愛育委員設置規則（平成 1 7 年総社市規則第 1 0 3 号）及び総社市栄養委員設置規則（平成 1 7 年総社市規則第 1 0 7 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。